

On the International Code of Botanical Nomenclature

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-12-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00056330

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



豊国 秀夫*：国際植物命名規約について**

Hideo TOYOKUNI* : On the International Code of Botanical Nomenclature

国際植物命名規約⁽¹⁾は、植物⁽²⁾の分類群に学名を与え、それを混乱なく使用する際の国際的な取り決めである。規約の最新版は、1975年7月に、レニングラードで開催された第12回国際植物学会議で採択されたもので、1978年に、国際植物分類学会発行の“Regnum Vegetabile”の第97巻として出版された。このレニングラード規約は、英仏独の3ヶ国語で書かれており、その露語訳は、1980年にレニングラードで出版された。以下、命名規約の構成と、全体のアウトラインを知って戴くために目次の訳文を記す。

国際植物命名規約 目次

前文

第1部 原則 (I-VI)

第II部 規則および勧告 (1-75条)

第I章 分類群の階級とそれらを示す用語 (1-5条)

第II章 分類群の名称 (一般規定) (6-15条)

第1節 定義 (6条)

第2節 基準選定 (7-10条)

第3節 先取権 (11-12条)

第4節 先取権原理の限定 (13-15条)

第III章 階級に従う分類群の命名 (16-28条)

第1節 科より上級の分類群の名称 (16-17条)

第2節 科、亜科、連および亜連の名称 (18-19条)

第3節 属および属の小区分の名称 (20-22条)

第4節 種の名称 (23条)

第5節 種より低級の分類群 (種内分類群) の名称 (24-27条)

第6節 栽培されている植物の名称 (28条)

第IV章 有効および正式出版 (29-50条)

第1節 有効出版の条件と日付 (29-31条)

第2節 名称の正式出版の条件と日付 (32-45条)

第3節 正確を期す目的のための命名者名と出典の引用 (46-50条)

第4節 引用に関する一般的勧告 (勧告 50 A-F)

第V章 名称および形容語の保存、選択と破棄

(51-72条)

第1節 改編され、または分割された分類群の名称あるいは形容語の保存 (51-53条)

第2節 属より低級で、他の属や種に移した分類群の形容語の保存 (54-56条)

第3節 同じ階級の分類群が合一された時の名称の選択 (57-58条)

第4節 多態性の生活史を持つ菌類、および形態属に割り当てられた化石の名称 (59条)

第5節 分類群の階級が変更された時の名称の選択 (60-61条)

第6節 名称および形容語の破棄 (62-72条)

第VI章 名称および形容語の正字法および属名の性 (73-75条)

第1節 名称および形容語の正字法 (73-75条)

第2節 属名の性 (勧告 75 A-D)

第III部 規約の改訂のための規定

附録I 雑種の名称

附録II 保留すべき科名

附録III 保留および破棄すべき属名

基準決定のための手引き

「植物学は、すべての国々の植物学者達により使用される。一方では分類群すなわち分類単位の階級を示す用語を、他方では、植物の個々の分類群に用いられる学名を扱う正確で簡潔な命名の体系を必要とする。分類群に対し名称を与える目的は、その分類群の形質とか来歴を示すためではなく、それを引用したり、その分類上の階級を示す手段を与えることである。……」と植物命名規約の必要性を述べた「前文」で規約は始まっている。前文に続く「原則」は、基本を述べた重要な部分であるから、次に全訳を載せる。

原則 I 植物命名法は動物命名法からは独立している。この規約は、それらの群が最初植物として扱わ

* 信州大学教養部生物学教室 (〒390 松本市旭 3-1-1)、** 植物地理・分類研究会第1回大会 (1981.8.4) 講演要旨

注 1) 訳語としては、古くは万国植物命名規約、最近は植物命名国際規約がある。しかし、「国際植物命名規約」という訳語が、一番長く使用されてきたと思われるし、我々も「国際植物学会議」とか「国際植物分類学会」と言い、「植物学国際会議」とか「植物分類国際学会」とは言わないと思うので、この訳語にした。国際植物命名規約の訳語については、大橋広好博士の記事 (植研 56 巻 8 号 p.270. 1981) を参照されたい。

れたかどうかにかかわらず、植物として扱われる分類群の名称に平等に適用する。

原則II 分類群の名称の適用は、命名上の基準によって決定される。

原則III 分類群の命名は、出版の先取権に基礎を置いている。

原則IV 個々の限界、位置および階級を有するそれぞれの分類群は、特殊な場合を除き規則に従った最も古い唯一の正名を持つことができる。

原則V 分類群の学名は、それらの由来にかかわらずラテン語として扱われる。

原則VI 命名の規則は、特に限定がなければ、以前にさかのぼって効力を有する。

*この規約では、「植物」という語は細菌を含まない。

以下、学名命名の際に必要な、主要な条文を御紹介することにする。

第1条

1.1 いかなる階級の分類群も、この規約では、taxa (単数 taxon) と言われる。

第2条

2.1 すべての個々の植物は、種 (species) の階級がその中で基本となる連続的に下降する多くの分類群に所属しているとして扱われる。

第3条

3.1 主な分類群の階級は上昇する順序で、次の通りである：種 (species), 属 (genus), 科 (familia), 目 (ordo), 綱 (classis), 門 (divisio), および界 (regnum)。だから、ある化石植物 (3.2 を見よ) を除き、それぞれの種は属に所属し、それぞれの属は科に、等々となる。

3.2 ある化石植物の種が基礎としている標本の断片的性質から、それらが割り当てられている属は、それらがより上級の分類群に関係するかも知れないが、科には配置されない。このような属は形態属 (forma-genera) として知られている。(59条5を見よ)。

第4条

4.1 もし、より多くの分類群の階級が要求されるなら、これらのための用語は、階級を示す用語に接頭語 亜 (sub-) を加えるか、あるいは補助的用语を導入してつくられる。植物は、次の下降する順序の分類群の階級に割り当てられる：Regnum [界], Subregnum [亜界], Divisio [門], Subdivisio [亜門], Classis [綱], Subclassis [亜綱], Ordo [目], Subordo [亜目], Familia [科], Subfamilia [亜科], Tribus [連], Subtribus [亜連], Genus [属], Subgenus [亜属], Sectio [節], Subsectio [亜節], Series [列], Subseries [亜列], Species [種],

Subspecies [亜種], Varietas [変種], Subvarietas [亜変種], Forma [品種], Subforma [亜品種]。

4.2 もしも混乱や間違いがそれによって起らないならば、さらに補助的階級が挿入あるいは付加されてもよい。

第5条

5.1 第3条および第4条で明記された階級の相対的順序は変更してはならない。

第6条

6.1 有効出版 (effective publication) は第29-31条に従う出版である。

6.2 名称の正式出版 (valid publication) は、第32-45条に従う出版である。

6.3 合法的名称 (legitimate name) あるいは合法的形容語は規則に従う名称である。

6.4 非合法的名称 (illegitimate name) あるいは非合法的形容語は、第18条の3、または第63-67条に反する名称である。(また第21条の注意1および第24条注意1を見よ)。

6.5 個々の限界、位置および階級を有する分類群の正名とは、規則の下で採用されなければならぬ合法的名称である。(第11条を見よ)。

6.6 この規約では、別に指示のない限り、名称という語は、それが合法であろうが非合法であろうが、正式に出版されて来た名称であることを意味する。

6.7 属名と一つあるいは二つの形容語の結合から成る属の階級以下の分類群の名称は、組合せ (combination) と呼ばせる。

組合せの例：*Gentiana lutea*, *Gentiana tenella* var. *occidentalis*, *Equisetum palustre* var. *americanum*, *Equisetum palustre* f. *fluitans*, *Mouriri* subg. *Pericrene*, *Arytera* sect. *Mischarytera*。

第7条

7.1 科またはそれ以下の階級の分類群の名称の適用は命名上の基準 (分類群の名称の基準) により決定される。より高次の階級の分類群の名称の適用も、その名称が終局的に属名に基礎を置く時は、基準によって決定される (第10条の2を見よ)。

7.2 命名基準 (typus)¹³⁾とは、それが正名であろうが異名であろうが、ある分類群の名称がそれに恒久的に附ずいている基本物である。命名基準は、必ずしもある分類群の最も典形的な、あるいは代表的な物であるとは限らない。

7.3 正基準 (holotype) とは、命名者によって使用された、すなわち彼によって命名基準と指定された唯一個

注3) 命名上の基準 (typus) については、原寛博士の「タイプについての解説」(植研31巻4号 pp.126~128. 1956)

の標本または他の要素である。正基準が存在する限り、それはそれに関係する名称の適用を自動的に固定する。

7.4 もしもある分類群を記載した命名者によって正基準が示されてなかったり、正基準が失われたり破壊されたりしてしまっている時には、それに代わるべき選定基準 (lectotype) あるいは新基準 (neotype) が指示されてよい。選定基準は新基準に対し、常に優先する。複基準 (isotype) は、もしそれが存在するなら、選定基準として選定されなければならない。もしも複基準が存在しないなら、選定基準は等価基準 (syntype) の中から選定されなければならない。複基準も等価基準も、またいかなる原資料も存在しなければ、新基準を選定してよい。

7.5 選定基準 (lectotype) とは、出版の時に正基準が指定されなかった時、またはそれが失われている限りにおいて原資料の中から、命名基準としての役割を果たすために選定された標本または他の物である。二つあるいはそれ以上の標本が、種あるいは種内分類群の名称の命名者によって基準と指定されて来ている時 (例えば、雄と雌、有花と有果など) には、選定基準は、それらの中から選定されなければならない。

7.6 複基準 (isotype) とは、正基準の重複品のすべて (一人の採集者により同じ時に採取された単一の採集物の部分) であり、それは常に標本である。

7.7 等価基準 (syntype) とは、命名者により正基準の指示がなされなかった時に引用された二個またはそれ以上の標本のいずれか一個であるか、あるいは同時に基準と指示された二個またはそれ以上の標本のいずれか一個である。

7.8 新基準 (neotype) とは、その分類群の名称が基礎となった全ての資料が失われている限り、命名基準としての役割を果たすために選定された標本あるいは他の要素である。

7.9 古い名称の公的代替 (nomen novum) として出版された新しい名称は、その古い名称の基準により基準とされる (第 33 条の 2 を見よ; しかし 33 条の注意 1 を見よ)。

例: *Myrcia lucida* McVaugh (Mem. N. Y. Bot. Gard. 18: 100. 1969) は *M. laevis* G. Don (1832) の非合法的同音名である *M. laevis* Berg (Linnaea 31: 252. 1862) のために新名として出版された。*M. lucida* の基準標本は Spruce 3502 で、それは *M. laevis* Berg (non G. Don) の基準である。

7.10 以前に出版された合法的名称または合法的形容語から形成された新しい名称 (*stat. nov.*, *comb. nov.*) は、すべての状況において、その基名 (basonym) の基準により基準とされる。

7.11 出版された時に命名上から過剰であった名称あるいは形容語 (第 63 条を見よ) は、その過剰な名称ある

いは形容語の命名者が明確な基準を示していなければ、規則に従って用いられるべき名称あるいは形容語の基準により自動的に基準とされる。

[以下略]

第 8 条

8.1 最初に選定基準または新基準を指定した著者に従わなければならない。しかし彼の選択は、もしも正基準とか、新基準の場合には原資料の何かが再発見されれば廢される: それはまた、その選択が基本記載文 (protologue) の誤解に基づくとか、根拠なくなされたものであることが示され得れば廢されてよい。

第 11 条

11.1 すべての科あるいは、特有の限界と位置と階級を持つより低次の分類群は、代替の名称が許されている科 (第 18 条の 5 を見よ) および特定の菌類と化石植物 (第 59 条を見よ) に対しなされている特別の例外を除き、唯一の正名を持つことができる。

第 13 条

13.1 さまざまな群の植物の名称の正式出版は、次の日付で始まるとして扱われる。

(a) 種子植物およびシダ植物, 1753 年 5 月 1 日 (Linnaeus, *Species Plantarum* ed. I)

(b) 蘚類 (ミズゴケ科を除く), 1801 年 1 月 1 日 (Hedwig, *Species Muscorum*)

(c) ミズゴケ科および苔類, 1753 年 5 月 1 日 (Linnaeus, *Species Plantarum* ed. I)

[以下略]

第 23 条

23.1 種の名称は属名とそれに続く単一の種の形容語から成る二名の組合せである。もしも形容語が二つまたはそれ以上の語から成れば、それらは合一するか、ハイフンでつなぐべきである。最初出版された時、そのように結合されていない形容語は破棄すべきではないが、使用する時は合一するか、ハイフンでつなぐべきである。

23.2 種の形容語はいかなる所から取ってもよく、任意に合成したものでさえもよい。

23.4 種の形容語は書きかえたシンボルがあろうが無かろうが、属名をそのまま反復してはいけない。

例: *Linaria linaria*, *Nasturtium nasturtium-aquaticum*.

23.5 種の形容語は形容詞の形で、名詞として使用されないならば、属名と文法的に一致する。

勧告 32 A

23 A.1 種の形容語として使用される男性および女性、国や地方の名は属格の名詞 (*clusii, saharae*) が形容詞 (*clusianus, dahuricus*) にしてよい。

23 A.2 同一の語の属格と形容詞形を同属の二つの

異なった種を示すために使用することはさけるべきである。(例えば *Lysimachia hemsleyana* Maxim. (1891) および *L. hemsleyi* Franch. (1895))

第24条

24.1 種内の分類群の名称は、種の名称とその階級を示す用語によって結合される種以下の形容語との組合せである。

例：*Saxifraga aizoon* subforma *surculosa* Engler & Irmscher, これはまた *Saxifraga aizoon* var. *aizoon* subvar. *brevifolia* forma *multicaulis* subforma *surculosa* Engler & Irmscher として引用可能である；この方法では、その種内におけるその亜品種のすべての分類が与えられている。

24.2 種以下の形容語は、種の形容語と同様にして形成され、形容詞の形で、名詞として使用されない時は、それらは属名と文法的に一致する。

例：*Trifolium stellatum* forma *nanum* (*nana* ではない)。

24.3 その次のより高次の分類群の命名上の基準を含む分類群を示すことを主張する *typicus*, *originalis*, *originarius*, *genuinus*, *verus* および *veridicus* のような種内形容語は許されず、第26条がその使用を要求するので、それらが種の形容語をくり返している所を除き、正当に出版されることはできない。

24.4 種内分類群のための二名の組合せの使用は許されない。例えば *Andropogon ternatus* subsp. *A. macrothrix* の形で出版された名称は、命名者の名を変えないで、正当な形に変更されなければならない。

例：*Andropogon ternatus* subsp. *macrothrix* (*Andropogon macrothrix* ではない)；*Herniaria hirsuta* var. *diandra* (*Herniaria diandra* ではない)。

勸告 24 B

24 B.1. 新しい種内分類群の形容語を提案する植物学者は同一属内の種に以前に用いられたものはさけるべきである。

第25条

25.1 命名上の意図において、種あるいは種より下のいかなる分類群も、それに従属する分類群がもしあるなら、それらの総計であると見なされる。

第26条

26.1 種の正名の基準を含む種内分類群の名称は、種の正名の形容語と同一の形容語を変えることなく、その最終形容語とする、しかし命名者の名は引用しない(第46条を見よ)。すべてのこのような種内分類群の正名の

基準は、その種の正名の基準と同じものである。もしも、その種の形容語が変えられれば、これらのその種の名称の基準を含む種内分類群の名称は、それに応じて変えられる。

例：組合せ *Lobelia spicata* var. *originalis* Mc Vaugh, そしてそれは *Lobelia spicata* Lam. の基準を含む、は *Lobelia spicata* Lam. var. *spicata* で置き変えるべきである。*Lobelia siphilitica* L. の下には、var. *ludoviciana* A. DC. が記載されているので、もしも基準型を含む *L. siphilitica* L. の部分のみを意味するならば、*Lobelia siphilitica* L. var. *siphilitica* と書かねばならない。

第27条

27.1 種内分類群の名称の最終形容語は、それに対しその分類群が配属する種の正しい名称の形容語を、その二つの名称が同一の基準を持つ時を除き、変えないでくり返してはいけない。

第29条

29.1 この規約において、出版は印刷物(販売、交換、または寄贈を通じて)を一般公開のため、またはすくなくとも植物学者により一般的に利用できる図書館を持つ植物学研究所に配布されることによつてのみ有効となる。公的会合で新しい名称を発表したり、公開された採集物や庭に名称を置いたり、あるいは手書き、タイプした、または他の未印刷の資料から作ったマイクロフィルムの出版は有効とはならない。

第31条

31.1 1953年1月1日およびそれ以後は、乾燥標本(*exsiccata*)に伴う印刷物の配布は有効出版とならない。
注意1 もしもその印刷物が、乾燥標本とは独立に、また配布されるならば、これは有効出版となる。

第36条⁴⁾

36.1 正当に出版されるためには、藻類とすべての化石を除き、1935年1月1日またはそれ以後に出版された新しい分類群の名称は、ラテン語の記載文または特徴記述(*diagnosis*)を伴うか、あるいは以前に有効に出版されたその分類群のラテン語の記載文または特徴記述を引用しなければならない。

36.2 正式に出版されるためには、1958年1月1日またはそれ以後に出版された現生藻類の新しい分類群の名称は、ラテン語の記載文または特徴記述を伴うか、あるいは以前に有効に出版されたその分類群のラテン語の記載文または特徴記述を引用しなければならない。

勸告 36 A

36 A.1. 現生植物の新しい分類群の名称を出版する

注4) 第32条から第36条までは、合法出版(valid publication)の条件の細部が定められている条文であるが、ここでは、第36

命名者は、特徴記述に加えて、ラテン語の十分な記載文を与えるかまたは引用すべきである。

第39条

39.1 合法的に出版されるためには、1958年1月1日またはそれ以降に出版された現生藻類の種あるいは種以下の階級の新分類群の名称は、ラテン語の記載文あるいは特徴記述に加えて、明確な形態上の特色を示す図解を伴うか、あるいは以前に有効に出版された図解の引用を伴わなければならない。

第44条

44.1 1908年1月1日以前に出版された種または種内分類群の名称は、もしそれが本質的形質を示す分析をした図だけを伴っていても正式に出版されたものである。

第73条

73.1 名称あるいは形容語の原綴 (original spelling) は、印刷上あるいは正字法上の間違いを除き、維持すべきである。

73.2 「原綴」という語は、この条文においてその名称が正式に出版された時用いられた綴を意味する。それらは、書き出しの大文字または小文字の使用、これは印

刷体裁上のことなので、を指すものではない(第21条2, 勧告73F2を見よ)。

勧告73F

73F.1 すべての種および種内形容語は、大文字の初字の使用を希望する命名者は、その形容語が人名(実在でも架空でも)から直接由来したり、あるいは方言(または非ラテン語の)名、または以前の属名である時は、そのようにしてよいが、小文字の初字で書くべきである。

以上は、1981年8月「植物地理・分類研究会」第1回大会で、国際植物命名規約の話をさせて戴いた際に、テキストとして使用したものに、若干の加筆・訂正をし、第39条の訳文を追加したものである。この訳は、あくまでも仮訳であって、法律用語の訳の不十分なところ、細かいニュアンスの違いが、この訳では不適当な箇所も多々あると思うが、何等かの参考になれば幸である。訳文中の〔 〕内は訳者が補った部分である。大会では、さらに、いくつかの実例を挙げた所もあるが、実際に質疑応答がなされる場合でない、かえって誤解をまねくので、ここでは全て、命名規約に実例として示されているもののみ取上げた。(Received Sept. 21, 1981)

菅沼孝之*：白山の自然と自然保護**

Takayuki SUGANUMA* : Some Problems on the Nature Conservation of the Hakusan National Park

1. 高山帯植生

白山の自然景観の基調をなす植生は、近年登山客の増加とともに特に高山帯において破壊が目立ちはじめた。その主な原因は、施設の建設ならびにその資材置場、歩道の造成、及び登山者の踏圧によるもので、多人数が集る室堂平及びその周辺、南竜ヶ馬場、通過地点では弥陀ヶ原でいちじるしい。これらの地点は中性お花畑ないし雪田植生で構成され、激しい場合は裸地化が進み、雨水特に融雪水によるエロージョンを伴い、時には深く抉られ、ために出来た溝に沿って雨水や融雪水が流失することにより、雪田植生の乾燥化が進むなど思わしくない変化が起きている。

演者らは、上記の重要地点で大縮尺の現存植生図を作成し(菅沼他, 1976, 78)、現状を把握するとともに、室堂平では1973年に高山植物が多い園地内に立入りを禁止するために保護柵を作することを提案した。保護柵は景観を損なわぬように高さを低くし、焼杭、しゅる縄を使った。同時に3か所の永久植生調査区を設け、植生の回復について毎年1回調査を行ってきた。永久調査区の大

きと当初の植生率は次の通りである。

調査区1	3×3 m	37.02%	園地内資材置場
調査区2	2×2 m	68.84%	園地沿流水溝附近
調査区3	2×2 m	44.39%	園地内集水地

6年経過した1979年には、調査区1は44.63%、同2は83.35%、同3は62.89%と植生率はいずれも増加しているが、速度は非常に遅いことがわかった。ただし、これは量的な面のみで、質的な面については問題にしていない。また、植生の回復は表土の流失をくいとめることが先決問題であることも判った。結論としては、一歩足を踏み出すときに、その行為が破壊につながらないかを慎重に考える必要があるということである。

高山植物の保護には、訪問者が多いことは喜ぶべき現象でないことは確かであるが、少人数であるから自然保護につながると考えることはできない。結局は共有財産である自然に接するマナーの修得の方が先決問題である。この問題が解決しない限りは保護柵による高山植物の閉じ込めをつづけるか、さもなければ登山者を制限し、徹底した指導を行う閉山策を断行する以外にないだろ

*奈良女子大学理学部生物学教室 Department of Biology, Faculty of Science, Nara Women's University, Kitauoyahigashi, Nara 630, **植物地理・分類研究会第1回大会(1981年8月4日)講演要旨